（無線設備規則の一部改正）

第二条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（混信防止機能） **第九条の四**　法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。 ［一～九　略］ 十　超広帯域無線システムの無線局（施行規則第四条の四第二項第二号に規定するものをいう。以下同じ。）については、次に掲げる機能 イ　施行規則第四条の四第二項第二号(1)㈠に掲げるものについては、施行規則第六条の二第三号に規定する機能 ロ　施行規則第四条の四第二項第二号(2)に掲げるもので、かつ、無線標定業務を行うもの（ハに掲げるものを除く。）については、施行規則第六条の二第五号に規定する機能 ハ　施行規則第四条の四第二項第二号(2)に掲げるもので、かつ、無線標定業務を行うものであつて、データ伝送のための信号を併せて送信する機能を有するものについては、施行規則第六条の二第三号及び第五号に規定する機能 ニ　［略］ ［十一・十二　略］ （副次的に発する電波等の限度） **第二十四条**　法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。 ２　特定小電力無線局（二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）並びに構内無線局（二、四二五MHzを超え二、四七五MHz以下の周波数の電波を使用するものであつて周波数ホッピング方式を用いるものに限る。）、移動体検知センサー用の特定小電力無線局（五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、小電力データ通信システムの無線局及び五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の受信装置については、前項の規定にかかわらず、それぞれ次のとおりとする。 一　特定小電力無線局（二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）並びに構内無線局（二、四二五MHzを超え二、四七五MHz以下の周波数の電波を使用するものであつて周波数ホッピング方式を用いるものに限る。）、移動体検知センサー用の特定小電力無線局（五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものであつてキャリア	（混信防止機能） **第九条の四**　［同上］ ［一～九　同上］ 十　［同上］ イ　三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するものについては、施行規則第六条の二第三号に規定する機能 ［新設］ ロ　［同上］ ［十一・十二　同上］ （副次的に発する電波等の限度） **第二十四条**　［同上］ ２　二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局並びに二、四二五MHzを超え二、四七五MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局であつて周波数ホッピング方式を用いるもの、五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用する移動体検知センサー用の特定小電力無線局、小電力データ通信システムの無線局及び五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の受信装置については、前項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
一GHz未満	四ナノワット以下
一GHz以上	二〇ナノワット以下